

ひとり親家庭 ガイドブック

令和6年度



い〜な^{1~7} ふくおか・子ども週間♡



毎月1~7日は、「い〜な^{1~7}」ふくおか・子ども週間です。
個人、企業（職場）、地域など、それぞれの立場でできることに取り組んで、
子どもや子育てに優しいまち「ふくおか」を目指しましょう！

令和6年8月作成

発行

福岡市こども未来局こども家庭課

福岡市中央区天神1-8-1

電話 711-4238

FAX 733-5534

ひとりで
頑張っている
あなたへ



ひとりの

あなたを



みんな
でささ
さえる

ひとり親家庭情報ポータルサイト

たよって



FUKUOKA

ひとり親家庭情報ポータルサイトができました。

ひとり親(シングルママ・シングルパパ)とのお子さん、
ひとり親になる準備をしている方に向けた情報サイト「たよって」を作りました。

ひとりひとりの背景は違って、サポートが必要なのは同じ。
すべてのひとり親家庭が、愛情深く健やかな子育てを実現するための
頼れる・役立つポータルサイトです。

ひとり親家庭情報ポータルサイト たよって

検索



本書をご覧になる前に >

紹介している内容は、特に日付の表示があるものを除き、
令和6年4月1日現在のものです。



マークは、母子家庭が利用できることを表しています。



マークは、父子家庭が利用できることを表しています。

制度によっては、上記の表示があっても要件に該当しない
場合は利用できないことがあります。

ご利用にあたっては、事前に問い合わせ先へご確認ください。

ひとり親家庭に関すること、子育てについて相談したい

相談窓口

- ◆ひとり親家庭支援センター 1・2
- ◆家庭児童相談室（各区子育て支援課） 3
- ◆子育て支援コンシェルジュ 3
- ◆福岡市児童家庭支援センター 4
- ◆こども総合相談センター「えがお館」 4
- ◆養育費・親子交流について 5～8

ひとり親家庭に対する手当や助成について知りたい

手当・助成

- ◆児童扶養手当 9・10
- ◆ひとり親家庭等医療費助成制度 11
- ◆災害遺児手当 12

住まいに関することについて知りたい

住居

- ◆市営住宅の優遇制度 13
- ◆居住支援法人による入居支援や生活支援等 13
- ◆母子生活支援施設 14
- ◆子育て世帯住替え助成事業 14

仕事を探したい、仕事につながる資格を身に付けたい

仕事

- ◆マザーズハローワーク天神 15・16
- ◆福岡市立ひとり親家庭支援センター（就業支援） 17・18
- ◆高等職業訓練促進給付金 19
- ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 20
- ◆自立支援教育訓練給付金 21
- ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 22

子どもを預けたい

保育援助等

- ◆幼児教育・保育の無償化 23・24
- ◆保育施設等 25～27
- ◆家庭的保育事業 28
- ◆小規模保育事業 28
- ◆事業所内保育事業 28
- ◆居宅訪問型保育事業 28
- ◆認可外保育施設 29

- ◆企業主導型保育事業 29
- ◆ベビーシッター派遣事業 30
- ◆病児・病後児デイケア事業 31・32
- ◆福岡ファミリー・サポート・センター 33・34
- ◆一時預かり事業 35
- ◆「福岡市型」こども誰でも通園制度 36
- ◆子どもショートステイ 36
- ◆ひとり親家庭等日常生活支援事業 37
- ◆放課後児童クラブ 38

子どもの学費についての助成や貸付について知りたい

子どもの学費

- ◆【小・中学生】給食費・学用品費などの援助（就学援助） 39
- ◆高校生等への修学支援制度（就学支援金制度等） 39
- ◆修学資金貸付・奨学金制度 40

ひとり親家庭が利用できる貸付制度について

貸付

- ◆母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 41・42

遺族年金について

遺族年金

- ◆国民年金（遺族基礎年金） 43
- ◆厚生年金（遺族厚生年金） 44

問い合わせ先

お問い合わせ

..... 45・46

ひとり親家庭支援センター



福岡市立ひとり親家庭支援センターは、ひとり親家庭及び寡婦の方からのさまざまな相談に応じるとともに、就業支援講習会などを行い、ひとり親家庭等の自立を支援する福祉施設です。

1 就業相談

職業の適性や就業へ向けた意欲の形成など、それぞれの家庭の状況や就業経験などに応じて、就業相談員が適切なアドバイスを行います。

また、履歴書・職務経歴書の添削や、模擬面接など具体的なアドバイスも行います。

※他にも、様々な就業支援を行っております。
詳細は、17・18Pをご覧ください。

2 法律相談

養育費の取り決め、親権、金銭トラブルなど、法律上の問題について、女性弁護士が相談をお受けします。

▶法律相談：毎週土曜日 14時～16時（事前予約制）

3 生活相談

離婚、子育て、生活設計、経済的なことなど、生活上の問題について、生活相談員が相談に応じ、情報提供を行います。

4 心の相談

心の不調を感じている方に、心療内科・精神科医師（女性）が相談に応じます。

▶心の相談：第2日曜日 13時30分～15時30分（1回50分・事前予約制）

◎相談業務の受付時間ご案内

(時)

種別/曜日	日	月	火	水	木	金	土
就業相談	9:15-17		9:15-18		12-20:45		
法律相談	—	休館日	—	—	—	—	14-16 (要予約)
生活相談	9-17:30		9-21				

※祝日の相談時間は日曜日と同じです。
※休館日：毎週月曜日、12月29日～1月3日
※相談は無料です。

5 その他催し

ひとり親家庭の子育てひろば

母子家庭、父子家庭の親子が、自由に集える場です。
親同士が交流したり、子ども同士が遊んだりできるように、保育士がお手伝いします。
お子さんだけの一時的な預かりも行っています。（予約が必要です）

毎月1回 第1日曜日 11:30～16:30

母子家庭のおしゃべり会

母子家庭のお母さんたちが、それぞれの思いを心おきなく話せる場です。
互いの経験を共有し、支え合う交流の場としましょう。
お子さんは託児室で保育士が預かります。（託児は予約が必要です）

毎月1回 第3日曜日 13:30～15:30

グリーフ・ケアおしゃべり会

死別ひとり親家庭の親たちが気軽に参加でき、心置きなく話せる場です。
互いの経験を共有し、支え合う交流の場としましょう。（予約が必要です）
お子さんは託児室で保育士が預かります。

年2回（6月、9月） 第5日曜日 13:30～15:30

ひとり親家庭のつどい

母子家庭、父子家庭の親子が、自由に集えるセンターのイベントです。
午前は、ひとり親に役立つ内容の講演会、午後は、親子で楽しめるワークショップを開催します。

11月の第3日曜日

◆お気軽にお問い合わせ、ご利用ください。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター
福岡市中央区大手門2丁目5-15
☎ 715-8805

家庭児童相談室（各区子育て支援課）



各区子育て支援課の家庭児童相談室では、市民の皆様にとって身近なところで、子どもについての相談や家庭の問題に関する相談、ひとり親家庭の自立支援に関する相談などを受け付けております。

問い合わせ先



- 各区 子育て支援課 家庭児童相談室
※9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）
▶45・46ページへ

子育て支援コンシェルジュ



子育て期のいろいろな悩みごと・困りごと等について、コンシェルジュがそれぞれの家庭のニーズに合わせて、必要な情報の提供や適切なサービス・支援機関の紹介などを行います。

◆相談時間

窓口によって、相談時間が異なるため、お問い合わせください。

●区の子育て支援コンシェルジュ

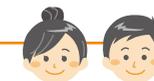
各区子育て支援課とも家庭福祉係（子育て支援コンシェルジュ）にお問い合わせください。（45・46ページへ）

●子どもプラザの子育て支援コンシェルジュ

※各プラザの休館日に加え、12/29～1/3も休館します。

施設名	電話番号	休館日
東区香椎子どもプラザ	092-663-3263	毎週月曜、毎月第3日曜
博多区山王子どもプラザ	092-215-4437	毎週日曜、毎月最終月曜、12/28
中央区子どもプラザ	092-741-3564	毎週月曜（祝日の場合は翌日）、毎月末日（日曜又は祝日の場合は翌日）、12/28
南区おおし子どもプラザ	092-511-3561	毎週月曜（休日の場合は翌平日）、12/28
城南区子どもプラザ	092-831-4212	毎週土曜、毎月最終月曜
早良区西南子どもプラザ	092-846-9207	毎週日曜、毎月第1月曜、8/13～8/15、12/25
西区徳永子どもプラザ	092-806-4733	毎週月曜、毎月最終木曜

福岡市児童家庭支援センター



育児不安、発達や障がいに関する心配などの家庭からの子育てに関する相談を休日・夜間にお受けします。面談による相談となりますので、事前予約が必要です。

利用料金 無料

手続き 下記のいずれかの施設へ電話予約をしてください。

◆SOS子どもの村

場所 福岡市中央区赤坂1丁目3-14 3階
予約電話 (092) 737-8656（対応時間は利用時間と同じ）
利用時間 平日………17時00分から20時00分まで
土・日曜日・祝日……10時00分から17時00分まで
※毎週水曜日、年末年始は休業

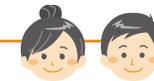
◆はぐはぐ

場所 福岡市南区長住3丁目2-6
予約電話 (092) 408-1985（対応時間は利用時間と同じ）
利用時間 平日………17時00分から20時00分まで
土・日曜日・祝日……10時00分から17時00分まで
※毎週火曜日、年末年始は休業

◆ちあふる

場所 福岡市東区筥松2丁目27-33
予約電話 (092) 612-2020（対応時間は利用時間と同じ）
利用時間 平日………17時00分から20時00分まで
土・日曜日・祝日……10時00分から17時00分まで
※毎週木曜日、年末年始は休業

こども総合相談センター「えがお館」



えがお館は子どもや保護者を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

子どもに関する「どこに相談したらよいかわからないこと」は迷わずにご相談ください！！
子ども本人からの相談もOK！！

◀相談電話

24時間

092-833-3000

◀女の子専用相談電話

●女性相談員がお受けします

9:00～17:00

092-833-3001

※いずれも年中無休（年末年始を除く）

養育費・親子交流について



◆養育費の支払いは、親としての当然の義務です。

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合には、父母のどちらかを親権者として定めることとなります。(※令和6年8月時点に基づく内容になります。)

親権者は、子どもを保護監督し、生活上の世話や教育にあたります。また、子どもの財産を管理し、子どもの法律行為を有効なものとするために同意を行ったりします。

一方、親権者とならなかった親は、親権者ではないのだからと言って子どもの養育に関して、責任を逃れることはできません。

親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

◆養育費の取り決めは書面で行いましょう。

養育費の額、支払い方法、支払う期間などについて、できるだけ具体的に、明確に記載したうえで、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが大切です。

離婚する際に取り決めることができなかった場合、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、いつでも養育費を請求することができます。

取り決めを記載した書面は、公正証書にしておくことをお勧めします。また、調停離婚の場合は、調停調書に記してもらいましょう。

◆親子交流

親子交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

離婚（別居）前に家庭内で暴力があった場合のように、親子交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等の事情によって、親子交流を控えるべき場合もあります。このような場合、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所の調停を利用するなどしてお互いに納得して問題を解決できるようにしましょう。調停手続を利用しても合意ができないときは、審判で決定されることになります。

●取り決めの方法

親子交流で取り決めておく必要があるのは、交流の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。

父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

養育費に関する公正証書等作成支援事業



ひとり親家庭の母又は父が、養育費の取り決めにかかる公正証書等を作成したときに、その作成費用等を補助します。

◆対象者

公正証書等を作成した福岡市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の取り決めに係る経費を負担していること
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること
- ・過去に養育費の取り決めの対象となる児童にかかる養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金の支給を受けたことがないこと

◆対象となる経費

- ・公証手数料令に定められた公証人手数料（養育費に関する部分のみ）
- ・調停の申し立てや裁判用の収入印紙代（養育費に関する部分のみ）
- ・戸籍謄本等、公的書類の作成に必要とされた添付書類取得費用
- ・公的機関が定めた連絡用の郵便切手代
- ・審判確定証明書等取得費用

※ 調停等における弁護士等の費用は対象外です。

◆補助額

対象経費の全額（上限5万円）※1人1回限り

◆申請方法・申請期日・申請窓口

事前に福岡市立ひとり親家庭支援センターへ、申請に必要な書類などをお問い合わせください。その後、公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に、必要書類を揃えて同センターにお申し込みください。

※ 区役所での受付はできません。

※ 対象となるご本人が申請してください。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門2丁目5-15

☎ 715-8805

時間

火～土曜 9:00～21:00
日曜・祝日 9:00～17:30
(月曜日・年末年始を除く)

養育費保証支援事業



ひとり親家庭の母又は父が、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助します。

◆対象者

保証会社と養育費保証契約を締結した福岡市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・過去に養育費の取り決めの対象となる児童にかかる養育費保証支援事業補助金の支給を受けたことがないこと

◆対象となる経費

養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

◆補助額

対象経費の全額（上限5万円）※1人1回限り

◆申請方法・申請期日・申請窓口

事前に福岡市立ひとり親家庭支援センターへ、申請に必要な書類などをお問い合わせください。その後、養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に、必要書類を揃えて同センターにお申し込みください。

※区役所での受付はできません。

※対象となる本人が申請してください。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター
福岡市中央区大手門2丁目5-15

☎ 715-8805

時間

火～土曜 9:00～21:00
日曜・祝日 9:00～17:30
(月曜日・年末年始を除く)

…………… 養育費・親子交流についてのご相談は ……………

◆養育費相談支援センター <https://www.youikuhi-soudan.jp>

電話相談：0120-965-419（携帯電話の場合は03-3980-4108）

相談時間：月・火・木・金曜日 10:00～20:00 水曜日 12:00～22:00

土曜・祝日：10:00～18:00

メール相談：info@youikuhi.or.jp

◆福岡市立ひとり親家庭支援センター（生活相談、就業相談もお受けしています。）

電話番号：092-715-8805

FAX：725-7720

所在地：中央区大手門2-5-15

月曜日及び12月29日～1月3日はお休みです。

相談方法：面接相談、電話相談

相談時間：火～土曜日 9:00～21:00

日曜・祝日 9:00～17:30

法律相談：毎週土曜日 14:00～16:00（要 事前予約）

◆福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」（離婚全般に関するご相談もお受けしています。）

電話番号：092-526-3788

所在地：南区高宮3-3-1

相談方法：電話相談、面接相談（要予約）

相談時間：月～日曜日 10:00～16:30

（第2・最終火曜日及び12月28日～1月3日はお休みです。）

毎月第2・4月曜日 10:00～20:00（祝日を除く）

法律相談：毎月第1～4水曜日 13:00～16:00（要 事前予約）

毎月第4月曜日 18:00～20:00

（要 事前予約・お仕事をお持ちの方）（いずれも祝日を除く）

◆ひとり親家庭支援センターで、
養育費・親子交流セミナーを開催いたします。

養育費・親子交流セミナー

「養育費」・「親子交流」についての基本的な知識を得て、将来にわたる養育費の受け取りや、親子交流に役立てるセミナーを年3回開催します。

令和6年度の開催日

第1回 令和6年6月23日 第2回 令和6年10月17日
第3回 令和7年2月22日

◇お申込みは、福岡市立ひとり親家庭支援センターまでお問い合わせください。

児童扶養手当



ひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進するために、父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童がいる場合に支給される手当です。

なお、ひとり親世帯の父または母に代わって児童を養育している人や父母がいない児童を養育している人にも手当が支給される場合があります。

また、手当は、申請をしなければ受給できません。

◆受給要件

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人、障がい児については20歳未満）を監護している父または母、又は母（父）に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が法令に定める程度の障がいの状態（年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童

◆上記の受給要件に該当していても、手当を受給できない人

- ①婚姻の届出はしてなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき
- ②手当を受けようとする父や母、又は養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- ③対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- ④対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く）や少年院等に入所しているとき
- ⑤手当よりも高額な国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金、恩給などの公的年金等を受けることができるとき
- ⑥定められた額以上の所得があるとき

◆申請手続き

申請の前に、住所地の区役所 子育て支援課で、申請に必要な書類などの確認を行ってください。

●手当の月額

	令和6年4月分～	
	全部支給	一部支給
児童1人目	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人目の加算額	10,750円	10,740円～5,380円
児童3人目以降の加算額 (1人につき)	6,450円	6,440円～3,230円

※所得に応じて、全部支給と一部支給があります。

●所得制限限度額表

(単位：円)

扶養親族等の数	受給資格者本人（※を除く）		孤児等の養育者（※） 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000
以降1人につき	380,000加算	380,000加算	380,000加算

受給資格者および同居の扶養義務者の前年の所得（1月から9月までの間に請求する場合は前々年所得）が、表の限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部、又は一部が支給停止になります。

JR通勤定期乗車券の割引（児童扶養手当受給者世帯を対象）

児童扶養手当受給者世帯は、3割引でJR通勤定期乗車券を購入できます。（通学定期は対象外です。）

◆手続き方法

定期券を購入する前に、お住まいの区の子育て支援課へ下記のものをお持ちください。「特定者資格証明書」「乗車券購入証明書」を後日、郵送で交付します。交付された証明書等を駅の窓口へ提出し、定期券を購入してください。

- 必要なもの**
- 定期券を購入する方の写真
(最近6か月以内に撮影したもの、正面上半身、縦4cm×横3cm)
 - 児童扶養手当証書

問い合わせ先

- 各区 子育て支援課 こども家庭福祉係
- ▶45・46ページへ

ひとり親家庭等医療費助成制度



母子家庭のお母さんとお子さん、父子家庭のお父さんとお子さん、父母のないお子さんの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行います。

◆助成を受けられることができる人

市内にお住まいで、健康保険に加入しており、次のいずれかに該当する人

- ①母子家庭の母及び児童
- ②父子家庭の父及び児童
- ③父母のない児童

※児童の18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までが対象です。

※①については児童の父が、②については児童の母が重度の障がいの状態（年金の障がい等級1級程度）である場合を含みます。

※ただし、次に該当する人は助成を受けることができません。

- ・生活保護を受けている人
- ・小学校就学前の乳幼児で、子ども医療費の助成を受けられることができる人
- ・前年（1月から9月の申請の際は前々年）の所得（一定の控除後の額）が一定額以上の人（児童扶養手当の一部支給準拠）
- ・婚姻の届出をしていなくても、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合

◆助成の範囲

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、下記の費用を除いた額を助成します。

1 医療機関あたり

- ・通院 800円/月まで（18歳に達する年度末までは500円/月まで。）
- ・入院 500円/日（月7日まで）（18歳に達する年度末までは自己負担なし。）

※薬局での自己負担はありません。

※自立支援医療などの公費負担が適用される人は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額から上記の費用を除いた額を助成します。

※入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。

◆申請手続き

助成を受けるためには申請が必要です。

申請に必要なもの

- 対象者全員の健康保険証
- 戸籍謄本
- 児童扶養手当証書または遺族基礎年金証書など
- 所得証明書（市外から転入した場合などに必要になることがあります。）
- その他必要書類（お住まいの区役所窓口へおたずねください。）
（※令和6年12月2日以降、有効な健康保険証をお持ちでない場合は、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」等が必要です。）

その他の医療費助成制度

- 子ども医療 ひとり親家庭等に該当する場合は小学校就学前の乳幼児が対象
- 重度障がい者医療 身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度（A）判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人が対象

問い合わせ先

- 各区 保険年金課 保険係
 - 西部出張所保険係
 - 入部出張所保険・福祉係
- ▶ 45・46ページへ

災害遺児手当



交通事故、労働災害、その他不慮の災害により父母又はその一方を失った（重度障がい者となった場合を含む）児童を扶養している保護者に対して、児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため支給する手当です。

なお、手当は、申請をしなければ受給できません。

◆受給要件

- ①交通事故、労働災害、その他不慮の災害により、現に扶養を受けていた父母又はその一方を失った（重度障がい者となった場合を含む）義務教育修了前の児童を扶養していること。
- ②保護者及び児童ともに、市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されていること。

◆支給額

児童1人につき月額 4,000円

◆申請手続き

申請の前に、住所地の区役所 子育て支援課で、申請に必要な書類などの確認を行ってください。

その他の手当

●児童手当

（中学校3年生までの児童が対象）（※令和6年10月以降改正予定）

●第3子手当

（小学校就学前の3年間の期間にある3番目以降のお子さんを家庭内養育しているとき）

●特別児童扶養手当

（障がいのある20歳未満の児童が対象）

※いずれの手当も所得制限などの要件がありますので詳しくはお尋ねください。

問い合わせ先

- 各区 子育て支援課 こども家庭福祉係
- ▶ 45・46ページへ

市営住宅の優遇制度



◆入居者募集

住宅にお困りのひとり親世帯の方については、年4回（5月、8月、11月、2月）、抽選で入居を決定する「定期募集」において、抽選優遇制度があります。また、特定の要件を複数満たす場合は、随時に申込みを受付、対象住宅に空家が出た段階で受付順に入居を決定する「随時募集」の申込みも可能です。 ※特定の要件とは…ひとり親世帯、多子世帯、心身障がい者世帯等

問い合わせ先

●市住宅供給公社（市営住宅センター）募集課募集係
☎ 271-2561

◆収入認定

ひとり親世帯の方は、入居者資格に係る収入の計算や家賃の算定の基礎となる収入の計算について、ひとり親控除が適用されます。

問い合わせ先

●市住宅供給公社（市営住宅センター）業務課調査係
☎ 271-0901

●その他の公営住宅などの問い合わせ先

住宅種別	問い合わせ先	電話番号
県営住宅	福岡県住宅供給公社	713-1683
UR都市機構	UR福岡営業センター	722-1101

居住支援法人による入居支援や生活支援等



居住支援法人では、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）に対して、民間賃貸住宅の情報提供や家賃債務保証、入居後の生活相談サービスの提供などの支援を行っています。

詳細は一覧表の登録法人へ直接お問い合わせください。

※居住支援法人をお探しの方はこちら

居住支援法人とは、各都道府県が指定し、住宅確保要配慮者への入居支援や生活支援などを行う民間団体です。



母子生活支援施設



18歳未満の子どもを養育している母子家庭等のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育を十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる施設です。施設では、職員がお母さんの相談に応じたり、できるだけ早く働くなどして自立できるように、生活や教育、就職などの支援を行います。

（注）・母子生活支援施設は、母子家庭向けの無料の住宅ではありません。
・所得に応じた費用の負担があります。
・満室の場合があります。

問い合わせ先



●各区 子育て支援課 家庭児童相談室 ▶45・46ページへ

子育て世帯住替え助成事業



子育てしやすい居住環境づくりの促進と、経済的な負担を緩和するため、子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部を助成します。

◆対象

18歳以下の子どもがいるか妊娠中の世帯で、市内外の民間賃貸住宅等から市内の民間賃貸住宅または購入した中古住宅へ転居すること
※その他、面積・家賃などの要件があります

◆助成額

助成対象費用（中古住宅購入費用、礼金、仲介手数料、引越し費用等）の合計額の1/2（上限15万円）
※親世帯と同居・近居、子どもが2人以上いる世帯は上限額を5万円引上げ

◆募集期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日
※申請は転居日から5か月以内・予算の範囲内で先着順です。

申請方法や要件の詳細は、市ホームページ（「福岡市子育て世帯住替え助成事業」）で確認するか、住宅計画課へお問い合わせください。

問い合わせ先



●住宅計画課 ☎ 711-4279



マザーズハローワーク天神



ハローワーク福岡中央（公共職業安定所）の付属施設です。子育てをしながら働くことを希望する方をはじめ、仕事と家庭の両立を希望される方を支援するハローワークとして職業相談、紹介、その他の支援を行っています。

「授乳室」や「キッズルーム」があり、安全サポートスタッフを配置してお子様の安全を見守りますので、お子様連れでも安心して利用できます。

LINEで就活ポイントやセミナー等の情報発信をしています。



1 求人公開

求人検索パソコンのほか、「子育て応援求人」、「託児所あり求人」、「土日祝休求人」を掲示板に公開しています。

2 仕事の相談・紹介

希望に沿って丁寧な相談を行い、適した仕事を紹介します。「オンライン」での相談も行っています（事前予約制）。

3 担当者制での職業相談（事前予約制）

「育児と仕事を両立して早く働きたい。でもどうしたらいいかわからない…」そんな方は担当相談員と一緒に就職までの課題をクリアしていきましょう。

4 各種セミナーの開催（事前予約制）

仕事探しのポイント、ビジネスマナー、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー等就職に係る疑問や問題点を解説します。

生後6か月から4歳未満のお子様を対象に託児サービスを実施しています。（事前予約制・先着順）

5 応募書類アドバイス（事前予約制）

履歴書・職務経歴書など応募書類の添削を経験豊かな相談員が行います。

6 保育・託児サポート情報提供

地域の保育施設や子育て支援情報を提供しています。

◆マザーズハローワーク天神の開庁時間

平日：午前10時～午後6時

閉庁日：土・日曜日、祝日、年末年始

（安全サポートスタッフの配置時間等はお問い合わせください）

問い合わせ先

●マザーズハローワーク天神

福岡市中央区天神1丁目4-2 エルガーラ12階

☎ 725-8609



●マザーズハローワーク天神ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hw/kankatsu_shozaichi/kikan02/mh-tenjin-kitakyushu-top.html

ハローワーク福岡東、ハローワーク福岡南、ハローワーク福岡西には「キッズスペース」を備えた「マザーズコーナー」を設けています。

●その他のハローワーク

（開庁時間が変更となる場合がございますのでご注意ください）

名称・所在地	開庁時間	電話番号
ハローワーク福岡中央 （中央区赤坂1-6-19）	平日：8:30～17:15	712-8609
ハローワークプラザ福岡 （中央区天神エルガーラ12階）	平日：11:00～19:00 第2、4土曜日：10:00～17:00	716-8609
ハローワーク福岡東 （東区千早6-1-1）	平日：8:30～17:15	672-8609
ハローワーク福岡南 （春日市春日公園3-2）	平日：8:30～17:15	513-8609
ハローワーク福岡西 （西区姪浜駅南3-8-10）	平日：8:30～17:15	881-8609

※マザーズハローワーク天神及び上記ハローワークプラザ福岡では、雇用保険の失業給付に関する業務は取扱っていません。雇用保険に関することは、あなたのご住所を管轄するハローワーク（福岡中央・福岡東・福岡南・福岡西）にお尋ね下さい。手続時間も上記と異なる場合がありますのでご注意ください。

福岡市立ひとり親家庭支援センター(就業支援)



1 就業相談

職業の適性や就業へ向けた意欲の形成など、それぞれの家庭の状況や就業経験などに応じて、就業相談員が適切なアドバイスを行います。

また、履歴書・職務経歴書の添削や、模擬面接など具体的なアドバイスも行います。

2 就業支援講習会

就業に結びつく可能性の高い資格を取得し、技能を習得できるように、就業支援講習会を開催しています。

講習会の受講生の募集は、市政だよりでその都度お知らせしています。

講座の種類 (変更する場合があります)

- ・介護職員初任者研修
- ・介護実務者研修(通信)
- ・介護福祉士受験対策講座
- ・ビジネス実務マナー検定講座
- ・医療事務講座
- ・介護事務講座
- ・調剤事務講座
- ・日商簿記3級講座
- ・初めてのパソコン講座
- ・ワード・エクセル基礎講座
- ・ワード・エクセル実践講座
- ・ワード、エクセル検定対策講座
- ・パワーポイント講座
- ・ホームページ作成講座
- ・メンタルヘルスⅢ種講座
- ・FP技能検定3級、2級講座
- ・正看護師専門学校受験対策講座
- ・レクリエーション介護士2級講座 など

3 就業支援サービス

自分のスキルや希望する雇用条件などを登録していただいた方へ、求人情報や講習会情報を電話やメール等で提供しています。

また、求人検索や履歴書・職務経歴書の作成に利用できるパソコンを設置しています。

4 無料職業紹介

センターで受け付けた求人を就業相談員が紹介します。応募希望の方には紹介状を発行します。

5 自立支援プログラム

児童扶養手当の受給者等で就業による自立を目指している方に対して、策定員が面接しながら生活状況や課題等を把握し、自立目標や支援内容を個別に設定した「自立支援プログラム」を策定して、ハローワーク等の関係機関とも連携しながら就業・自立に向けて支援します。

◆対象者

児童扶養手当を受給しているか、受給が見込まれていて、かつ就業による自立に意欲のある方。(生活保護を受給している場合は対象となりません。)

※その他、生活相談・法律相談などのご案内は、1～2Pをご覧ください。

●相談業務の受付時間ご案内

(時)

種別/曜日	日	月	火	水	木	金	土
就業相談	9:15-17		9:15-18			12-20:45	
自立支援プログラム	—	休館日			9-17		

※祝日の就業相談は日曜日と同じです。

※休館日：毎週月曜日、12月29日～1月3日

◆相談や講習会の受講費用は無料です。

※パソコン講座等で、検定を受ける場合は検定料が必要です。

◆センターで行う講習会では、生後3か月～小学生のお子さんの託児(無料)を行っています。

◆お気軽にお問い合わせ、ご利用ください。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門2丁目5-15

☎ 715-8805



高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭のお母さん（お父さん）が、就職に有利な資格を取得するために、養成機関において修業している場合に、上限を4年として、その修業期間について経済的な支援を行います。

◆対象者

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない方で、次のすべてに該当する方。

- ・福岡市内に住所がある。
- ・児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にある。
- ・養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象となる資格の取得が見込まれる。
- ・仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる。
- ・過去に訓練促進給付金の支給を受けたことがない。

※求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、本給付金と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、対象外となります。

◆対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、理容師、きゆう師、はり師、柔道整復師、助産師、言語聴覚士、臨床工学技士、歯科技工士、精神保健福祉士、2級自動車整備士
 ・専門実践教育訓練給付の指定講座
 ・特定一般教育訓練給付の指定講座
 ・一般教育訓練給付の指定講座（教育訓練給付制度検索システム「情報関係」の分野に限る）
 ※通学制を原則としますが働きながら資格取得を目指す場合等には、通信制講座を対象にできる場合があります。

◆支給額

○促進給付金

- ・市民税非課税世帯 月額10万円（修学最終年 月額14万円）
- ・市民税課税世帯 月額7万5千円（修学最終年 月額11万5千円）

20歳未満の児童を3人以上扶養している非課税世帯は、3人目以降1人につき1万円を上記金額に加算して支給します。

○修了支援給付金

- ・市民税非課税世帯 5万円
- ・市民税課税世帯 2万5千円

※促進給付金とは別に申請が必要です。（一定の要件があります。）

◆支給期間

修業期間の全期間（上限4年）

※給付を受けようとする方は、**修業開始前**に手続きの方法等について必ずお問い合わせください。

※申請があった月の分からの支給となります。

問い合わせ先



●各区分 子育て支援課 家庭児童相談室

▶45・46ページへ



高等職業訓練促進資金貸付事業

①「入学準備金・就職準備金」

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す、ひとり親家庭の親に対して「入学準備金・就職準備金」をお貸しします。

②「住宅支援資金」

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して「住宅支援資金」をお貸しします。

(注)以降、このページの①、②は①入学準備金・就職準備金、②住宅支援資金を指します。

◆対象者

- ①福岡市内に居住する、高等職業訓練促進給付金の受給者。（就職準備金については、養成機関卒業から1年以内に福岡県内で資格を活かして就職する方。）
 ※専門実践教育訓練給付金等、その他の給付金や貸付金と併用できない場合があります。
- ②福岡市内に居住する、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方。

◆貸付額

- ①入学準備金 50万円以内
 就職準備金 20万円以内
- ②住宅支援資金 入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）の12ヶ月の範囲内

◆金利

- ①連帯保証人を立てる場合は無利子（連帯保証人を立てない場合は年1%）
- ②無利子

◆免除

- ①養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、福岡県内で5年間勤務した場合。
- ②就業していない方が貸付を受けた時は、貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間就業を継続した場合。就業している方が貸付を受けた時は、より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就業を継続した場合。

問い合わせ先

①福岡市社会福祉協議会 生活福祉課
 電話：月～金曜日 9：00～17：30
 窓口：月～金曜日 9：00～17：00
 （祝日・年末年始を除く）

☎751-1121

②福岡市こども未来局こども家庭課
 月～金曜日 8：45～17：30
 （祝日・年末年始を除く）

☎711-4238

（母子・父子自立支援プログラムに関すること）
 福岡市立ひとり親家庭支援センター ▶17・18ページへ



自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さん（お父さん）が、就職につなげる能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、支払った受講料の一部を助成します。

◆対象者

- 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない方で、次のすべてに該当する方。
 - 福岡市内に住所がある。
 - 児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にある。
 - 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる。
 - 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない。

◆対象講座

- 雇用保険制度の①「一般教育訓練」②「特定一般教育訓練」③「専門実践教育訓練」の指定講座 ※②③については専門の資格を取得する講座に限ります。

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、**受講開始前に**申請書を受付窓口に提出し、あらかじめ講座の指定を受けなければなりません。

◆支給額

- 「雇用保険教育訓練給付金」を受けることができない方
 - 上記①、②の講座を受ける場合 ……受講料の60%（上限20万円）
 - 上記③の講座を受ける場合 ……受講料の60%（上限40万円）×上限4年間
- 「雇用保険教育訓練給付金」を受けることができる方
 - 上記支給額より「雇用保険教育訓練給付金」を差し引いた額
 - ※支給は受講修了後の支払いとなります。

問い合わせ先



- 各区 子育て支援課 家庭児童相談室
- ▶45・46ページへ



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭のお母さん・お父さんが、就職につなげる能力開発のために高卒認定試験合格対策講座（高等学校等就学支援金制度の支給対象となるものを除く。）の受講を開始した時、修了した時及び合格した時に、支払った受講料の一部を助成します。

◆対象者

- 20歳未満の児童（修了後及び合格後の支給申請時点）を扶養するひとり親家庭の親又は児童（修了後・合格後の支給申請時点で20歳未満）で福岡市内に住所を有すること。
- 児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準にあること。
- 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること。
- 大学入学資格を取得していないこと。
- 過去に高卒認定試験合格支援事業の給付金を受けたことがないこと。

◆支給額

- 通信制
 - 開始時は対象講座経費の40%（上限10万円）
 - 修了時は対象講座経費の10%（①と併せて上限12万5千円）
 - 合格時は対象講座経費の10%（①②と併せて上限15万円）
 ※受講終了後の支払いとなります。
- 通学制（通信制との併用含む）
 - 開始時は対象講座経費の40%（上限20万円）
 - 修了時は対象講座経費の10%（①と併せて上限25万円）
 - 合格時は対象講座経費の10%（①②と併せて上限30万円）
 ※受講終了後の支払いとなります。

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、**受講開始前に**申請書を受付窓口に提出し、あらかじめ講座の指定を受けなければなりません。

問い合わせ先



- 各区 子育て支援課 家庭児童相談室
- ▶45・46ページへ

幼児教育・保育の無償化



幼稚園や保育所等を利用する子どもが対象となります。
無償化の内容は、利用施設によって異なりますので、下記の表でご確認ください。

年齢	利用施設		保育料の無償化の
0~2歳クラス	認可保育所・認定こども園		・住民税非課税世帯：無償
	幼稚園3歳未満児受入れ促進事業		・住民税課税世帯の第2子以降：無償★
	企業主導型保育事業		・住民税非課税世帯：利用者負担相当額（年齢により異なる）
			・住民税課税世帯の第2子以降：0歳児：37,100円/月、1.2歳児：
認可外保育施設等 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等含む		・住民税非課税世帯：42,000円/月上 ・住民税課税世帯の第2子以降：42,000円	
2歳クラス	幼稚園のプレ預かり（未就園児クラス）		すべての第2子以降： 満3歳に達するまで25,700円/月上限
満3歳児※1	幼稚園	新制度移行園	無償
		私学助成園	25,700円/月上限に助成
	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業		住民税非課税世帯：16,300円/月上限 住民税課税世帯の第2子以降：16,300
3~5歳クラス	認定こども園（幼稚園部分）		無償
	幼稚園	新制度移行園	
		私学助成園	25,700円/月上限に助成
	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業		11,300円/月上限に助成
	認可保育所・認定こども園（保育部分）		無償
	企業主導型保育事業		利用者負担相当額（年齢により異なる）
認可外保育施設等 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等含む		37,000円/月上限に助成	

- ★ 福岡市の独自制度
- ※1 3歳の誕生日を迎え、最初の3月31日までの間にある児童
- ※2 無償化の対象は、保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。
- ※3 保護者の就労等の理由により保育が必要であることを福岡市が認定すること
- ※4 無償化の手続きの方法は利用施設や世帯所得等により異なります。詳細は福岡市のホームページでご確認ください。

内容※2	保育の必要性の認定※3		問い合わせ先
	要	不要	
	要	不要	お住いの区の子育て支援課 ※P45・P46をご覧ください
	要	不要	子ども未来局運営支援課……TEL：092-711-4245
を減額	要	要	ご利用施設へご確認ください
			子ども未来局運営支援課……TEL：092-711-4114
37,000円/月上限に助成★	要	要	無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
			子ども未来局運営支援課……TEL：092-711-4114
/月上限に助成★	要	要	無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
			子ども未来局運営支援課……TEL：092-711-4114
に助成★	不要	不要	子ども未来局運営支援課……TEL：092-711-4114
			認定事務センター……TEL：092-711-7243
	不要	不要	無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
			（新制度移行園）認定事務センター……TEL：092-711-7243 （私学助成園）無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
に助成	要	要	子ども未来局運営支援課……TEL：092-711-4114
			認定事務センター……TEL：092-711-7243
	不要	不要	無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
			（新制度移行園）認定事務センター……TEL：092-711-7243 （私学助成園）無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
円/月上限に助成★	要	要	子ども未来局運営支援課……TEL：092-711-4114
			認定事務センター……TEL：092-711-7243
	不要	不要	無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
			（新制度移行園）認定事務センター……TEL：092-711-7243 （私学助成園）無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
を減額	要	不要	お住いの区の子育て支援課 ※P45・P46をご覧ください
			ご利用施設へご確認ください
	要	要	無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
			無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222

保育施設等



保護者の仕事や病気などにより、家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育サービスを提供します。生後3か月を経過した後から利用の申込みができます。

◆利用できる保育施設等

利用できる保育施設等につきましては、市のホームページに掲載しています。
(保育所における特別保育の実施状況につきましては、ふくおか子ども情報ホームページに掲載しています。)

保育所 (0~5歳)

就労などの理由により、家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。

認定こども園 (0~5歳)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。

認定こども園には以下の4タイプがあります。

※現在、福岡市では幼保連携型・幼稚園型・保育所型の3つのタイプの園があります。

幼保連携型

幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

地域型保育事業 (0~2歳)

0~2歳の子どもを対象とした、少人数の単位で保育を行う事業です。この事業には、次の4種類があります。各事業の詳細については、P28をご覧ください。

家庭的保育事業

小規模保育事業

事業所内保育事業

居宅訪問型保育事業

※地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）は、卒園後（3歳以降）の利用先として連携施設（保育所、認定こども園、幼稚園）が設定される仕組みです。卒園後は、連携施設を引き続き利用できます。

◆申込要件

次の①、②の条件を満たす場合に申込みができます。

- ①お子さんと保護者が福岡市に住んでいる。
(福岡市に住民票があることを原則とします)
- ②お子さんの保護者が次のいずれかの事由に該当すること。
 - ア) 就労している（月60時間以上）
 - イ) 妊娠中または出産後間がない（出産月の前2か月から出産日の後8週間※多胎妊娠の場合は出産（予定）日の14週間前から）
 - ウ) 疾病、負傷、障がい等がある
 - エ) 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している（月60時間以上）
 - オ) 災害等の復旧にあたっている
 - カ) 求職活動をしている
 - キ) 就学している（通信教育は含まない）（月60時間以上）
 - ク) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
 - ケ) その他、福祉事務所長が必要と認める場合

◆手続き

必要書類をそろえて、利用を希望する日の1か月前までに第1希望の保育施設等が所在する区役所の子育て支援課へ申し込みます。

新年度の4月1日から利用を希望する場合は、10月頃から受付を開始し、第1希望の保育施設等へ申し込みます。

なお、申込みを行う前に、希望するすべての保育施設等を児童と一緒に見学し、面接及び重要事項の説明を受けてください。

※手続きにはマイナンバーが必要です。

◆保育料

3歳以上児の保育料は無償化されており、おかず代（副食費）のみの負担となります。

3歳未満児の保育料は、保護者の収入（市民税額など）により決まります。

なお、母子・父子世帯は、保育料が軽減される場合があります。

問い合わせ先



●各区 子育て支援課 子ども家庭福祉係

▶45・46ページへ

保育時間

月曜～土曜日：7：00～18：00

※保育短時間設定の場合は、上記時間の範囲で1日8時間以内
(保育施設等によって利用できる時間帯が異なります。)

※夜間の仕事により保育ができない方のために、11：00～22：00までの夜間保育所もあります。

開所日

月曜～土曜日(日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

延長保育

内容：就労時間が所定の保育時間を超える方などのために、時間を延長して保育を行います。

- ・延長時間 1～4時間の間で1時間刻みです。
- ・利用料金 保育施設等によって異なります。

※実施状況や延長時間、利用料金が、保育施設等によって異なりますので、詳しくは **各保育施設等に確認** してください。

休日保育

内容：日曜、祝日などに仕事をする方などのために、所定の休所日に保育を行います。詳しくは **下記保育施設に確認** してください。

(下記の実施保育施設以外に入所していても利用できます。)

- ・保育時間 7：00～18：00(週6日を超えた利用はできません)

- ※実施保育施設
- ・香椎保育所(東区) ☎681-1140
 - ・どろんこ保育園(博多区) ☎271-3343
 - ・那珂保育所(博多区) ☎431-3882
 - ・千代保育所(博多区) ☎651-2615
 - ・中央保育園(中央区) ☎771-6010
 - ・ひなたぼっこ天神北園(中央区) ☎707-2820
 - ・ひなたぼっこ高宮園(南区) ☎408-8858
 - ・田隈保育所(早良区) ☎871-3814
 - ・アン・シャーリー保育園(早良区) ☎866-2257
 - ・ひなたぼっこ百道浜園(早良区) ☎407-9226
 - ・姪浜保育所(西区) ☎881-0322
 - ・太郎保育園(西区) ☎806-2821
 - ・ひなたぼっこ保育園(西区) ☎400-5822

家庭的保育事業



福岡市の認可を受けた事業所が生後3か月～2歳の保育を必要とする子どもに対し、家庭的な環境の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

小規模保育事業



福岡市の認可を受けた事業所が生後3か月～2歳の保育を必要とする子どもに対し、6～19人の比較的小規模な環境できめ細かな保育を行う事業です。

事業所内保育事業



福岡市の認可を受けた事業所が生後3か月～2歳の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において従業員の子どもと一般の子どもと一緒に保育する事業です。定員が19人以下の「小規模型」と20人以上の「保育所型」があります。

居宅訪問型保育事業



福岡市の認可を受けた事業所が保育を必要とする子ども(生後3か月～)に対し、子どもの自宅で保育を行う事業です。

※高度な医療的ケアが必要などの理由で、保育所の利用が難しい子どもが対象

問い合わせ先

- 各区 子育て支援課 こども家庭福祉係 ▶45・46ページへ
(居宅訪問型保育事業以外)
- 居宅訪問型保育事業 保育支援課 ☎ 711-4596

認可外保育施設



認可外保育施設とは、児童福祉法の規定による認可を受けていない保育施設です。対象年齢、サービス内容及び利用料は各施設ごとに異なります。利用に当たっては、保護者の方が直接施設に申込み、施設と直接契約します。

市内の認可外保育施設の一覧は下記でご覧いただけます。

●福岡市ホームページ「認可外保育施設」で検索

企業主導型保育事業



企業が従業員の子どものために、国からの助成を受けて運営する保育施設です。地域枠が設けられている場合、保育を必要とする地域の子どもも利用できます。

◆対象児童

0～5歳児（ただし、施設によって利用できる年齢が異なります）
 〈従業員枠〉（すべての保護者が以下のいずれかの状態にあること）

- ア) 事業実施者に雇用されていること。
- イ) 保育認定（2号認定・3号認定）を受けていること。
- ウ) 次の3つについて、事業実施者が認めること。
 - ・事業実施者が定める時間以上労働することを常態とすること。
 - ・妊娠中又は出産後間がないこと。
 - ・育児休業取得時に既に企業主導型保育事業の施設を利用しており、引き続き利用が必要であること。

〈地域枠〉（すべての保護者が以下のいずれかの状態にあること）

- ア) 子ども・子育て拠出金を負担している事業主に雇用されていること。
- イ) 保育認定（2号認定・3号認定）を受けていること。

◆手続き

保護者の方が保育施設に直接申込み、直接契約となります。保育施設において、就労証明又は、保育認定により保護者の就労状況等を確認します。

（利用にあたって、保育施設から保育認定を求められた場合は、お住まいの区の子育て支援課にご申請ください。）

- ・保育時間や保育料等、ご利用に関することについては、保育施設によって異なるため、直接保育施設にお問い合わせください。

市内の企業主導型保育施設の一覧は下記でご覧いただけます。

●福岡市ホームページ

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/hoiku/child/C015_2_2.html



ベビーシッター派遣事業



生後8週間経過後（出産日の翌日から起算して57日目）から生後4か月を迎える日の前日までの間、ベビーシッター派遣費用の一部を助成します。

◆対象となる方

福岡市内に住民登録を有し居住する保護者で、生後8週間経過後（出産日の翌日から起算して57日目）から生後4か月を迎える日の前日までの間、乳児を保育することができない方。利用区分A、Bに分けて利用を受け付けます。

利用区分	利用区分の説明	利用時間数の上限
利用区分A	冠婚葬祭や通院等で一時的に乳児の保育を必要とする方	16時間
利用区分B	産休明けすぐに復職するなど、定期的に乳児の保育ができない方で、生後3か月経過後の直近の保育施設等利用開始基準日（各月1日、11日、21日）での認可保育園申し込みを完了している方	制限なし。 ただし、利用できるのは定期的に保育を必要とする事由（就労、就学など）がある時間に限る。

◆利用料金

400円/時間（200円/時間）
 ※（ ）内は市町村民税非課税・生活保護世帯

◆必要な手続き

事業利用開始の14日前までに、利用申込及び本事業を実施しているベビーシッター事業者との契約手続きが必要です。

利用申込の方法及び実施事業者の連絡先については、市ホームページ（二次元コード）をご覧ください。



問い合わせ先

● とも未来局子育て支援部事業調整課 ☎092-711-4340

病児・病後児デイケア事業



お子さんが病気の際、保護者の仕事の都合などのため、自宅で看病できない場合に、病児デイケアルームにお子さんを預けることができます。

◆預けることができる子どもの要件

0歳から小学校6年生までの子ども（福岡市民）

◆手続き

- ①利用される場合には事前に予約が必要です。
(予約をキャンセルされる場合も必ず連絡をしてください。)
- ②他医院を受診中の方は、かかりつけの医師の病児デイケアルーム利用依頼書または診断書をもらい、それをお持ちください。
- ③事前に病児デイケアルーム利用登録を行っておくと初めて入室される際、手続きが簡単に済みます。
- ④お子さまの症状が重症の場合や施設の入室状況等によりお断りする場合があります。

◆利用時間

月曜～金曜日：午前8時30分～午後5時30分
 土曜日：午前8時30分～午後1時
 ※日曜日、祝日及び医院休診日は休室
 ※利用時間は各施設で異なる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

◆利用料金

無料
 ※医療費は別途負担となります。
 ※食事・おやつ・ミルク代等は別途負担又は持参となります。

問い合わせ先

● とも未来局 子ども健やか部 子ども健やか課 ☎711-4065

◎病児・病後児デイケアルーム

実施施設名	住所	電話番号
ふかざわ小児科	東区若宮3丁目2-33	661-8111
植山小児科医院	東区若宮5丁目20-8	681-4515
ならざき小児科	東区和白5丁目7-16	090-1161-7377
木元小児科医院	東区和白丘3丁目22-53	606-3100
梅野小児科内科医院	博多区千代1丁目33-2	651-1577
中尾小児科医院	博多区中呉服町1-16	291-0899
高岸小児科医院	博多区銀天町1丁目2-11	080-9243-9213
大名よねくら小児科クリニック	中央区大名2丁目9-18	751-1755
おだこどもアレルギークリニック	中央区薬院3丁目11-8	521-7277
あんどろ小児科医院	中央区梅光園2丁目10-20	791-1565
やない小児科クリニック	南区長住7丁目4-21	551-6337 090-9499-6337
くろかわみちこ小児科クリニック	南区大橋1丁目4-24	557-2511
諸岡小児科	南区井尻3丁目9-21	090-7152-1654
しんどう小児科医院	城南区神松寺3丁目22-28	400-1420
内田こどもクリニック	城南区別府1丁目21-21	834-2070
松本小児科医院	早良区西新4丁目8-16	821-6335
わたなべ小児科	早良区曙1丁目5-25	832-8228
あいここどもクリニック	早良区室見2丁目12-2	821-4621
下村小児科医院	西区姪の浜4丁目19-25	883-5547
高崎小児科医院	西区下山門4丁目14-33	090-5298-5290
ふくい小児科医院	西区周船寺1丁目6-14	807-2222



福岡ファミリー・サポート・センター



「子育てを応援してほしい人（依頼会員）」と「子育てを応援したい人（提供会員）」が地域のなかで育児の相互援助活動を行う会員組織です。依頼する理由は問いません。例えば、

- 仕事の都合で保育所の迎えに行けない。
 - 放課後児童クラブから帰った後、子どもを一人で留守番させるのが心配。
 - 最近、育児に疲れ気味なので気分転換に一人で買い物に行きたい。
 - 習い事の送り迎えが家庭ではできない。
- など

ただし、次のことを原則としていますので、ご注意ください。

※提供会員の自宅子どもをお預かりします。

※提供会員が承諾した場合は、早朝や夜間の支援はできますが、宿泊でのお預りはできません。

◆応援を受けることができる子どもの要件

生後3か月から小学校6年生までの子ども

(障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもの場合は概ね18歳まで)

◆手続き

会員登録が必要です。(登録料：無料、要事前予約)

- 子育てを応援してほしい人（依頼会員）は、福岡市内にお住まいか勤務されている方で、センターが実施するビデオ講習（約1時間）を受ける必要があります。(顔写真1枚(たて3cm×よこ2.4cm)が必要)
- 子育てを応援したい人（提供会員）は、福岡市内に在住の心身共に健康で、自宅において子どもを安全に預かれる方で、センターが実施する講習を受講する必要があります。

◆利用料金

月～土曜日の午前7時～午後7時：600円/時間

上記以外の時間、日曜日、祝日(12/31～1/3含む)：800円/時間

送迎を行う場合は、1回につき100円追加

※利用料金は依頼会員が提供会員へ、その都度直接支払います。

◎問い合わせ先

名称	所在地	電話番号
本部 (福岡市社会福祉協議会内)	中央区荒戸3-3-39 ふくふくプラザ 2F	736-1116
東支部 (東区社協事務所内)	東区箱崎2-54-27 東保健所 1F	631-0633
博多支部 (博多区社協事務所内)	博多区博多駅前2-8-1 博多区役所 6F	474-0218
中央支部 (中央区社協事務所内)	中央区大名2-5-31 中央区役所 1F	761-1892
南支部 (南区社協事務所内)	南区塩原3-25-1 南区役所別館内	511-4746
城南支部 (城南区社協事務所内)	城南区鳥飼5-2-25 城南保健所 1F	851-3870
早良支部 (早良区社協事務所内)	早良区百道1-1-1 UMIBE BLD. 1F	851-4900
西支部 (西区社協事務所内)	西区内浜1-7-1 北山興産ビル 1F	882-3755

一時預かり事業



保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要なときに、お子さんを一時的にお預かりします。(月14回以内)

◆利用できる児童

市内に居住する生後6か月から小学校就学前の乳幼児(病児・病気回復期の乳幼児は対象外)

◆必要な手続き

事前に利用登録・利用申込が必要です。(登録・利用申込は実施施設で受け付けています。)

●実施施設 ※利用時間等は実施施設によって異なります。(令和6年4月1日現在)

実施施設	所在地	電話番号	実施時間	お休みの日	利用料 (1時間あたり)
こどものもり	東区和白丘 2-624-5	692-7745	9時～17時	日曜日・祝日・GW・ お盆・年末年始 他	3歳未満 400円 3歳以上 300円
なかよし保育園	東区八田 1-5-13	691-2962	8時～19時	日曜日・祝日・お盆・ 年末年始 他	3歳未満 500円 3歳以上 400円
アリスの 子ども部屋	中央区黒門 4-8	737-7057	9時～17時	日曜日・祝日・GW・ お盆・年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
絵本の森保育園	中央区高砂 2-15-5	522-1510	9時～ 18時30分	日曜日・祝日・GW・ お盆・年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
中央児童会館 あいくる	中央区今泉 1-19-22-5F	741-3564	9時～18時	月曜日・毎月末日・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
南区おおはし 子どもプラザ	南区塩原 2-8-2	403-0300	9時～18時	月曜日・年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
たなごころ ほいくえん荒江	城南区荒江 1-35-15-102	707-7110	8時～18時	日曜日・祝日・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
託児ルームアンジュ プランもち南	早良区弥生 2-3-2-1F	215-1234	8時～18時	日曜日・祝日・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
にしじん 森の子保育園	早良区城西 3-21-15-2F	833-1230	8時～18時	日曜日・祝日・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
かえで保育園	西区今宿駅前 1-5-7	776-8821	8時～17時	日曜日・祝日・ 年末年始 他	3歳未満 500円 3歳以上 500円
マミースマイル	西区小戸 3-50-1	892-6256	9時～17時	GW・お盆・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
一時お預かり専門 託児所ハピネス	西区姪浜駅前 1-5-23-2F	885-6366	9時～17時	日曜日・祝日・ お盆・年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円

※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は利用料半額
上記の表を除く認可保育所においても、空き状況により一時預かりを実施しています。
実施状況や利用時間などが保育施設等によって異なりますので、詳しくは各保育施設等にお問い合わせください。

問い合わせ先 ●子ども未来局 子育て支援部 事業調整課 ☎711-4340

「福岡市型」こども誰でも通園制度



保護者の就労要件等に関わらず保育所等で生後6ヶ月から2歳までの子どもを定期的に(週1回)お預かりします。

◆利用できるこども

市内に住む生後6ヶ月から2歳までの未就園児
※保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っている子どもは対象外です。
※令和6年度中に3歳になった場合は年度末まで利用ができません。

◆利用料金

1時間300円。他に給食費、雑費が必要になります。
※生活保護世帯は無料、住民税非課税世帯は1時間60円、そのほか所得が低い世帯には利用料の減免制度があります。

◆申し込み方法

希望する施設に直接お申し込みください
実施施設は市のホームページ(二次元コード)をご確認ください。



問い合わせ先 ●子ども未来局 子育て支援部 事業調整課 ☎711-4340

子どもショートステイ



保護者が病気や育児疲れなどのため、一時的に家庭でお子さんを養育できない場合に、児童養護施設や乳児院などへお子さんの預かりを依頼することができます。
なお、利用者数が施設の定員を超える場合は、利用できません。

●利用料金(日額)

子どもの年齢	ひとり親世帯 生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	その他の世帯
2歳未満	無料	5,350円
2歳以上	無料	2,750円

●実施施設

名称	所在地	電話番号
福岡乳児院	博多区西春町1-1-14	573-7025
福岡子供の家みずほ乳児院	城南区樋井川16-24-16	871-6172
福岡育児院	東区原田2-11-13	621-2241
和白青松園	東区三苫2-30-1	606-2109
福岡子供の家	早良区大字西1	803-1217
福岡市児童家庭支援センター 「SOS子どもの村」	西区今津2017-2	805-6800

土・日曜日など緊急を要する場合は直接施設へ

問い合わせ先 ●各区 子育て支援課 家庭児童相談室 ▶45・46ページへ

ひとり親家庭等日常生活支援事業



ひとり親家庭及び寡婦の方が、①就職活動や一時的な疾病（感染症を除く）、事故、冠婚葬祭、学校行事参加などのために、一時的に家事援助等の生活援助や保育サービスが必要なとき、②乳幼児から小学生までの児童を養育する家庭で残業のため保育サービスが必要なときに家庭生活支援員（ホームヘルパー等の資格を持ち、子育て支援研修を修了し、ひとり親家庭支援センターに登録している人）を派遣します。利用は①②とも原則として年20回を限度に行います。

地域や日時、支援内容、世帯状態によっては、派遣できない場合があります。事前にお問い合わせください。

◆利用できる世帯

ひとり親家庭、寡婦

◆支援の内容

- 乳幼児、児童の保育
- 食事の世話
- 住居の掃除
- 身の回りの世話
- 就寝の世話
- 生活必需品等の買い物 など

◆手続き

福岡市立ひとり親家庭支援センターで事前の相談・登録が必要です。

◆利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0円	0円
生計中心者の前年（1月から7月までの間は前々年）の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額未満の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※子育て支援については、児童数により費用負担が変わる場合があります。

※利用者居宅での子育て支援は生活援助の料金を適用します。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門2丁目5-15

☎ 715-8805

時間

火～土曜 9:00～21:00

日曜・祝日 9:00～17:30

(月曜日・年末年始を除く)

放課後児童クラブ



放課後、児童が帰宅しても、保護者が仕事などのために不在である家庭の児童を対象として、小学校（一部の小学校を除く）内に放課後児童クラブを設置し遊びと生活の場を提供しています。

◆対象となる児童

福岡市に居住する児童または、福岡市立小学校に在学している児童

◆手続き

各放課後児童クラブへ直接申し込みます。

※申し込みには保護者等の「就労証明書」などが必要ですので事前に確認してください。

◆利用時間・利用料

曜日	利用時間	利用料（月額）
月曜～金曜日	放課後～午後5時 (学校休業日は、午前8時から)	3,000円
	1時間延長（午後6時まで）	+1,000円
	2時間延長（午後7時まで）	+2,000円
土曜日	午前8時～午後6時	+2,000円

※日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休会します。

※児童クラブごとに、別途「会費（おやつ代等の実費）」が必要です。

※就学援助（39ページ）を受けている方などには利用料の減免制度があります。

問い合わせ先



●福岡市教育委員会放課後こども育成課

☎ 711-4662

✉ k-ikusei.BES@city.fukuoka.lg.jp

【小・中学生】給食費・学用品費などの援助(就学援助)



お子さんが国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって給食費（市立小中学校のみ）や学用品代など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に援助する制度です。

◆援助を受けることができる方

- ①ひとり親家庭などで児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている方。
- ②市・県民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方。
上記の他にも対象となる場合があります。

◆手続き

- ①お子さんが通っている学校（市立小中学校のみ）又は教育委員会教育支援課（福岡市役所11階）へ必要書類を提出します。
- ②オンラインで申請（「福岡市 ネットで手続き」で検索）

問い合わせ先

- お子さんが通っている学校 または
- 福岡市教育委員会教育支援課 ☎ 711-4693

高校生等への修学支援制度(就学支援金制度等)



高校生等がいる世帯の教育費負担を軽減する制度です。

○高等学校等就学支援金

◆就学支援金を受けることができる方

- ①国公立の高等学校などに在学していること
- ②保護者等の年収目安(※)が約910万円未満であること
※両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合の目安

○私立高校等の学校納付金軽減

◆学校納付金軽減を受けることができる方

- ①生活保護又は児童扶養手当（一定額以上）を受給している
- ②保護者等の国民年金保険料が全額免除されている
- ③保護者等の所得税又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である等々

○高校生等奨学給付金制度（平成26年4月以降入学者が対象）

◆奨学給付金を受けることができる方

- ①保護者等が福岡県内に住所を有すること
※保護者等が県外に在住の場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- ②保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ③国公立高等学校などに在学していること（特別支援学校の高等部は含まれません）
- ④高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること

◆手続き

お子さんが通っている学校へ必要書類を提出します。
対象になるか等、詳しくは学校にお問い合わせください。

修学資金貸付・奨学金制度



お子さんが、高校、専門学校、大学などに進学する際に、必要な資金を貸し付けます。

機関・制度名	問い合わせ先
福岡市母子父子寡婦福祉資金 ※他機関・制度の貸付金等との併用はできません。	各区子育て支援課 ▶家庭児童相談室（45・46ページへ） 詳しいご案内は41～42ページをご覧ください。
(公財)福岡市教育振興会	721-1709
(公財)福岡県教育文化奨学財団	641-7326
(独)日本学生支援機構	奨学金相談センター 奨学金制度や返還に関する一般のお問合せの相談窓口です。 0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通) 月～金9時00分～20時00分(祝日・年末年始を除く) https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html ※奨学金の手続きのスケジュールや個別の提出資料については、在学する学校へお問い合わせください。
日本政策金融公庫（国民生活事業）の「国の教育ローン」	●福岡支店（東・博多区の方） 0570-089302（ナビダイヤル） ●福岡西支店（中央・南・城南・早良・西区の方） 0570-089806（ナビダイヤル） ●教育ローンコールセンター 0570-008656（ナビダイヤル）(※) または 03-5321-8656 (※) 無料通話、かけ放題プラン等の割引サービスの対象外 月～金9:00～19:00 (土日祝日、年末年始を除く。) https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html
生活福祉資金 ※他制度が優先です ※まずは、お電話ください	生活福祉資金受付センター (福岡市社会福祉協議会生活福祉課) 中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階 受付時間 月～金9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 電話番号 791-5708

○各機関・制度によって、対象者の要件や募集時期、貸与額などが異なりますので、詳しくは、各問い合わせ先へご確認ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度



母子父子寡婦福祉資金は、ひとり親家庭等の経済的自立と、その扶養する児童(子)の福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金等の各種資金をお貸しする制度です。

◆対象者

- ①母子家庭の母(父)及び扶養される20歳未満の児童
- ②寡婦(かつて母子家庭の母であった者)及び扶養される20歳以上の子
- ③父母のいない20歳未満の児童

◆貸付金の種類・内容

次ページの「母子父子寡婦福祉資金一覧」をご確認ください。
実際には、貸付限度額の範囲内で、必要となる経費をお貸しします。

◆貸付要件

- (1)借受人(申請できる方)
原則、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない20歳未満の児童です。
※修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金をお借りになる場合は、対象となる児童(子)が連帯借受人となり、連帯して債務を負担します。
- (2)連帯保証人(連帯して債務を負担する方)
修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金以外の資金をお借りになる場合は、原則連帯保証人が1名必要です。
※修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金でも連帯保証人が必要な場合があります。
- (3)その他の要件
それぞれの貸付金毎に、貸付を行うにあたって所得制度などの要件を定めています。くわしくは、下記までお問い合わせください。

◆償還(返済)方法

資金毎に償還(返済)期間を定めていますので、その範囲内で、原則、月賦方式で指定する口座から引き落としします。

◆申請手続き

貸付を希望される場合は、お住まいの区の家児相談室まで、まずご相談ください。貸付審査の対象となる場合は、申請に必要な書類等をお渡します。
なお、貸付の可否は審査を行ったうえで決定します。

問い合わせ先



●各区 子育て支援課・家庭児童相談室

▶45・46ページへ

●母子父子寡婦福祉資金一覧

貸付金の種類	内 容				貸付限度額
修学資金	お子さんが高等学校、大学、専修学校などに就学するために必要な経費				下表参照
	学校種別	自宅通学	自宅外通学	学校種別	自宅通学 自宅外通学
	高等学校	国公立 27,000円	34,500円	短期大学	国公立 67,500円 96,500円
	専修学校(高等課程)	私立 45,000円	52,500円		私立 93,500円 131,000円
	高等専門学校	国公立 31,500円	33,750円	大 学	国公立 71,000円 108,500円
		私立 48,000円	52,500円		私立 108,500円 146,000円
	専修学校(専門課程)	国公立 67,500円	78,000円	大学院	修士課程 132,000円
		私立 89,000円	126,500円		博士課程 183,000円
	専修学校(一般課程)	54,000円		※金額は貸付限度額(月額)	
就学支度資金	お子さんが高等学校、短期大学、大学、高等専門学校等への入学及び専修学校への入学、もしくは知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設への入所に際し必要な入学金などの経費				下表参照
	学校種別	自宅通学	自宅外通学	学校種別	自宅通学 自宅外通学
	高校高等専門学校	国公立 150,000円	160,000円	大学・短期大学	国公立 410,000円 420,000円
	専修学校(高等課程)	私立 410,000円	420,000円		専修学校(専門課程)
	専修学校(一般課程)	150,000円	160,000円	大学院	国公立 380,000円
	修業施設・各種学校	272,000円	282,000円		私立 590,000円
修業資金	お子さんが事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費				月額 68,000円 自動車免許 460,000円
就職支度資金	母(父)及びお子さんが就職するために直接必要な経費				105,000円 自動車購入 340,000円
技能習得資金	母(父)が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費				月額 68,000円 自動車免許 460,000円
医療介護資金	母(父)及びお子さんが医療又は介護を受けるために必要な経費				医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円
結婚資金	お子さんの婚姻に際し必要な経費				320,000円
生活資金	・医療介護をうけている期間				月額 108,000円
	・配偶者のいない者となって7年を経過するまでの期間				月額 108,000円
	・失業期間(離職日から1年以内)				月額 108,000円
	・知識技能習得期間				月額 141,000円
	・児童扶養手当の支給が開始されるまでの期間				児童扶養手当に準拠した額の範囲内
	・上記の期間の生活を維持するために必要な資金				
転宅資金	住居を移転する際に必要な経費				260,000円
住宅資金	現に居住しかつ所有する住宅を補修、増・改築等するために必要な経費				1,500,000円 特別 2,000,000円
事業開始資金	事業を開始するために必要な経費				3,470,000円
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な経費				1,740,000円

年金



国民年金（遺族基礎年金）

国民年金に加入していた人が亡くなったとき、その人に生計を支えられていたお子さんがいる配偶者、またはお子さんが受けられる年金です。

※お子さんが18歳に達した年度の3月末（障害基礎年金の1・2級の障がいの状態である場合は20歳になる月の前月）まで支給されます。

◆支給要件

原則として次のいずれかに該当すること。

①国民年金に加入中の人が死亡したとき。

（国民年金の加入期間が終わった後でも、60歳以上65歳未満で日本に住所がある人が死亡した場合も含む）

②老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき。

※上記①の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間および保険料の免除等を受けた期間が3分の2以上あること、または、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。

問い合わせ先

- 各区 保険年金課国民年金係
- 入部出張所保険・福祉係
- 西部出張所給付係 ▶45・46ページへ

厚生年金（遺族厚生年金）

厚生年金に加入していた人（共済組合への加入期間がある人を含む）が亡くなったとき、その人に生計を支えられていた妻や、死亡当時55歳以上の夫、またはお子さんなどの遺族に支給される年金です。なお、遺族基礎年金の受給要件にも該当される場合は、遺族基礎年金も併せて支給されます。

※平成27年10月1日から「被用者年金一元化法」により、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一されました。

◆支給要件

原則として次のいずれかに該当すること。

①厚生年金に加入中の人が死亡したとき。

②厚生年金に加入していた人が、退職後、在職中に初診日のある病気やけがによって、初診日から5年以内に死亡したとき。

③障害厚生年金（1級・2級）を受けているか、受けられる人が死亡したとき。

④老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき。

※上記①、②の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間および保険料の免除等を受けた期間が3分の2以上あること、または、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。

●問い合わせ先

管轄区	名称	所在地	電話番号
東区	東福岡年金事務所	東区馬出3-12-32	ねんきんダイヤル 0570-05-1165
博多区	博多年金事務所	博多区博多駅東3-14-1	
中央区	中福岡年金事務所	中央区大手門2-8-25	
南区	南福岡年金事務所	南区塩原3-1-27	
城南・早良 ・西区	西福岡年金事務所	西区内浜1-3-7	

※050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6700-1165」にお電話ください。

東区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	645-1072
	〃 こども家庭福祉係	645-1068
	東区箱崎二丁目54-1(保健福祉センター)	
	保険年金課 保険係	645-1102
保険年金課 国民年金係	645-1104	
東区箱崎二丁目54-1		

博多区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	419-1084
	〃 こども家庭福祉係	419-1080
	博多区博多駅前二丁目8-1(保健福祉センター)	
	保険年金課 保険係	419-1118
保険年金課 国民年金係	419-1120	
博多区博多駅前二丁目8-1		

中央区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	718-1104
	〃 こども家庭福祉係	718-1101
	保険年金課 保険係	718-1124
	保険年金課 国民年金係	718-1126
中央区大名二丁目5-31		

南区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	559-5124
	〃 こども家庭福祉係	559-5123
	南区塩原三丁目25-1(保健福祉センター)	
	保険年金課 保険係	559-5152
保険年金課 国民年金係	559-5155	
南区塩原三丁目25-1		

城南区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	833-4104
	〃 こども家庭福祉係	833-4103
	保険年金課 保険係	833-4123
	保険年金課 国民年金係	833-4125
城南区鳥飼六丁目1-1		

早良区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	833-4357
	〃 こども家庭福祉係	833-4354
	保険年金課 保険係	833-4372
	保険年金課 国民年金係	833-4323
早良区百道二丁目1-1		
入部出張所	保険・福祉係	804-2014
早良区東入部二丁目14-8		

西区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	895-7069
	〃 こども家庭福祉係	895-7065
	保険年金課 保険係	895-7090
	保険年金課 国民年金係	895-7092
西区内浜一丁目4-1		
西部出張所	保険係	806-9432
	給付係	806-9433
	西区西都二丁目1-1	

こども総合相談センター 「えがお館」	名 称	電話番号
	相談電話(24時間対応:年末年始除く)	833-3000
	女の子専用相談電話(9~17時:年末年始除く)	833-3001
中央区地行浜二丁目1-28		

児童家庭支援センター 「SOS子どもの村」	名 称	電話番号
	面談予約専用電話	737-8656
中央区赤坂一丁目3-14 3階		

児童家庭支援センター 「はぐはぐ」	名 称	電話番号
	面談予約専用電話	408-1985
南区長住三丁目2-6		

児童家庭支援センター 「ちあふる」	名 称	電話番号
	面談予約専用電話	612-2020
東区筥松二丁目27-33		

ひとり親家庭支援センター	名 称	電話番号
	法律相談(予約制)、就業相談、生活相談	715-8805
中央区大手門二丁目5-15		